

<サービス利用料金(1日あたり)>

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。
(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

平成30年4月支援法改定内容

重要事項添付資料(たいようの里)

利用者の障害程度区分と 利用料	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
①障害程度区分に 応じた利用料 (生活介護+施設入所支援)	6,150円 (4,470円 +1,680円)	7,280円 (4,950円 +2,330円)	8,600円 (5,510円 +3,090円)	11,680円 (7,840円 +3,840円)	15,040円 (10,490円 +4,550円)
食事に係る自己負担額	朝食:320円 / 昼食:545円 / 夕食:470円				
光熱水費に係る自己負担額	440円				

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

(注)上記金額に専門的な支援に係る利用料が加算されます

◎生活介護における加算

- 人員配置体制加算 197単位
- 福祉専門職配(I)15単位
- 食事提供加算 30単位
- 視覚聴覚言語障害者体制加算 41単位

◎施設入所支援における加算

- 重度障害者支援加算(I) 50単位
- 夜勤職員配置体制加算 60単位

◎他の加算

- 栄養マネジメント加算 12単位
- 福祉・介護職員処遇改善加算 6.9%
- 常勤看護職員等配置加算 16単位
- 療養食加算 23単位